

文甲二一

昭和五年十月四日裁可

昭和五年十月二十九日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官



外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙文部大臣請議臨時口一々字調

査會官制制定ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕臨時ローマ字調査會官制ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和五年十一月二十五日

内閣總理大臣
文部大臣

呈案附箋ノ通

参照

●臨時國語調査會官制

大正十年六月二十五日
勅令第二百八十八號

朕臨時國語調査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(臨時國語調査會官制)

第一條 臨時國語調査會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ普通ニ使用スル國語ニ關スル事項ヲ調査ス

第二條 臨時國語調査會ハ會長一人委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理シ調査ノ結果ヲ文部大臣ニ具申ス

第五條 會長ハ職務ヲ代理ス

第六條 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ會長ノ請求アルトキハ文部省高等官其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七條 臨時國語調査會ノ議事ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 臨時國語調査會ニ幹事ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省内ノ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第九條 臨時國語調査會ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法制局文系ニ三号
拾月四日

發圖五五號

臨時ローマ字調査會制定ノ必要ヲ認メ別紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ乞フ

昭和五年七月十五日

文部大臣 田 中 隆 三



内閣總理大臣 濱 口 雄 幸 殿

付箋

本件公布ノ日ニ付テハ文部省
圖書局ト御打合セ相成度
内閣書記官 御中



半紙罫紙(十行全) 富井納

勅令第二百二十二號

臨時ローマ字調査會官制

第一條 臨時ローマ字調査會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ國語ノローマ字

綴方ニ關スル事項ヲ調査ス

第二條 、 、 、 、 調査會ハ會長一人委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ

組織

前項ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 會長ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ數ニ加ハルコトヲ得

第六條 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ、、、、調査會ノ請求アルトキハ

適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七條 、、、、調査會ノ議事ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 、、、、調査會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク文部大臣

ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌

第九條 、、、、調査會ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

設 置 理 由

方今我國ニ於ケルローマ字綴字法ニ二種ノ方案アリ其ノ一ハヘボン式
其ノ二ハ日本式ト云ヒ此ノ二種ノ方案各官廳間ニ並ビ行ハレ統一スル
處ナシ是ニ於テカ同一ノ地名ニシテ *Fukuoka-Fukuoka, Shidzuoka-Sidzuoka* ノ如ク綴
字ノ異ル爲泰西諸國ノ迷惑少カラサルモノアリ既ニ一九二八年萬國地
理學會ヨリ我政府ニ向テ之ヲ速ニ統一セラレンコトヲ要望シ來レリ是
レ誠ニ理ノ當然ナルモノト認メラルルノミナラズ我國ニ於テモ教育上
及學術上之カ爲種々ノ不便ヲ感シツツアルノ狀況ニアリ故ニ速ニ之ヲ
統一センガ爲本調査會ヲ設置スル所以ナリ

第六條 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ、、、、調査會ノ請求アルトキハ適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七條 、、、、調査會ノ議事ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 、、、、調査會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 、、、、調査會ニヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

設 置 理 由

方今我國ニ於ケルローマ字綴字法ニ二種ノ方案アリ其ノ一ハヘボン式其ノ二ハ日本式ト云ヒ此ノ二種ノ方案各官廳間ニ並ビ行ハレ統一スル處ナシ是ニ於テカ同一ノ地名ニシテFukuoka-Fukuoka, Shidzuoka-^{Shidzuoka}ノ如ク綴字ノ異ル爲泰西諸國ノ迷惑少カラサルモノアリ既ニ一九二八年萬國地理學會ヨリ我政府ニ向テ之ヲ速ニ統一セラレンコトヲ要望シ來レリ是レ誠ニ理ノ當然ナルモノト認メラルルノミナラス我國ニ於テモ教育上及學術上之カ爲種々ノ不便ヲ感シツツアルノ狀況ニアリ故ニ速ニ之ヲ統一センガ爲本調査會ヲ設置スル所以ナリ

文 部 省

今般設置セラルヘキ「臨時ローマ字調査會」ニ關スル經費ハ本省事務費
中ヨリ支辨スヘキ豫定ニ付御含置相成度

昭和五年八月二日

芝 田 圖 書 局 長

森 山 參 事 官 殿

文甲二八

昭和五年十二月十日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官



外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙文部大臣請議東京帝國大學官制
並大正八年勅令第十四號(東京帝國大
學各學部ニ於ケル講座ニ關スル件)中